

国保だより

令和5年4月16日発行

令和5年 第2号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

国民健康保険(以下「国保」)は、職場の健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険や、健康保険組合、共済組合などが行う保険)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入するものです。

医療機関にかかるとき

医療機関などで国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)を提示するか、オンライン資格確認を利用すると、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- 診察、治療、薬や注射などの処置
- 入院、看護(入院時の食事代は別途)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

※オンライン資格確認はマイナンバーカードまたは保険証により資格情報の確認ができるシステムです。システムを導入している医療機関は順次拡大しています。

自己負担割合

2割



就学前まで ※1

3割



就学時～69歳

2割

(一般)

または

3割

(現役並み所得者)



70～74歳 ※2

※1 6歳に達する日以後最初の3月31日(4月1日が誕生日の場合は、その前日の3月31日)まで

※2 70歳に達する月の翌月1日(1日が誕生日の場合はその月)に交付される高齢受給者証に負担割合が記載されます。受給者証は毎年8月1日に更新されます。

国保で受けられる給付

保険適用される診察・治療などの療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費などの他に、次のような給付が受けられます。国民健康保険料を滞納している場合は給付を制限されることがあります。

出産育児一時金

被保険者が出産したとき、妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産・人工妊娠中絶の場合も支給します。原則として国保から医療機関に直接支払うため、個人負担は不足差額分となります。個人負担額が出産育児一時金の額を下回る場合は、申請により世帯主に差額分を支給します。なお、^{ぶんべん}産科医療補償制度に加入していない医療機関などで分娩した場合や、在胎週数22週末満の場合は、産科医療補償制度掛金相当額が加算されません。

出産日	出産育児一時金	産科医療補償制度掛金相当額	合計
令和3年12月31日まで	40万4,000円	1万6,000円	42万円
令和4年1月1日～令和5年3月31日	40万8,000円	1万2,000円	42万円
令和5年4月1日から	48万8,000円	1万2,000円	50万円

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に5万円を支給します。

療養費

次のような場合は、費用の全額を自己負担した後に、申請により審査決定された金額から一部負担金を除いた額を支給します。

- 旅先で急病になるなど、やむを得ない状況で保険証等を使うことができずに診療を受けた診療費(国外での診療の場合は海外療養費として申請)
- 医師が治療上必要と認めたときの、コルセットなどの補装具代
- 医師が治療上必要と認めたときの、はり、きゅう、あんま・マッサージの施術代
- 柔道整復師の施術代

特定疾病療養受療証の交付

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析を必要とする慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、自己負担額が1カ月1万円(人工透析を要する69歳までの上位所得者は2万円)までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を受けるには申請が必要です。

